平成２８年（フ）第２６５号
兵庫県赤穂市新田17―３、住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町竹万261番地１
債務者　宮先　順子
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７３号
兵庫県加古川市平岡町土山668番地の２、従前の住所兵庫県加古郡播磨町南大中１丁目５番29号　ヴァンシエルスクエア203号
債務者　川井奈津美こと　ＭＡＲＴＯＳ　ＪＯＹＣＥ　ＫＡＷＡＩ
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４８６号
広島市安芸区矢野西６丁目10番29―６号
債務者　田尻　千絵
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６８号
福岡県太宰府市朱雀２丁目７番35号
債務者　小川敬太郎
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７７号
福岡市東区唐原７丁目２番８号
債務者　松井　幸子
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１９号
福岡市西区愛宕南２丁目９番１―102号
債務者　安永　由佳（旧姓松原）
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８９号
福岡市博多区昭南町２丁目２番12号
債務者　馬郡　　孝
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目25番13号
債務者　モレノ　エジソンこと　アルベス　モレノ　エジソン　リカルド
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目25番13号
債務者　モレノ　ケリーこと　モレノ　ケリー　アパレシダ　カナシロ　ファリア
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
静岡県浜松市北区都田町9273番地の１　ベルデュール　403、前住所静岡県浜松市東区大瀬町2328番地の２　フェリチータ　101
債務者　福島理紗子
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
愛知県豊川市伊奈町新町畑16番地３　ゲートサイドＳ号室
債務者　下山　良子
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
静岡県磐田市豊浜238番地１
債務者　伊藤　　光
１　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
静岡県浜松市東区天王町680番地の２ストークハイムⅡ―103号、前住所静岡県浜松市東区原島町538番地の１ニュータウンエルディムＤ101
債務者　徳田　　輝
１　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０１４号
大阪府高槻市牧田町３番８―103号
債務者　栗山　育也
１　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２３号
大阪府東大阪市荒川３丁目26番８号
債務者　佐々木かおり
１　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部